時事新報

第千四百七十號
明治十九年十二月廿八日火曜日
舊丙戌十二月四日(壬戌)
日出午前七時[illegible]分 日入午後四時[illegible]分
月出午前八時五十八分 月入午後七時三十八分
滿潮午前七時二十二分 午後七時四十三分
(西暦一千八百八十六年)

社告

時事新報社義是迄東京日本橋區通三丁目十一番地ニ於テ新聞事業相營ミ居候處追々業務擴張ノ爲メ家屋ノ手狹ヲ感シ不便少ナカラス候ニ付東京京橋區南鍋町二丁目十二番地ニ適當ノ家屋ヲ修繕新築シ去ル廿五日ヲ以テ同所ニ移轉相替ラス時事新報刊行仕候此段廣告仕候也

東京京橋區南鍋町二丁目十二番地
明治十九年十二月廿八日 時事新報社

時事新報ハ日曜日ヲ除クノ外大祭日ニテモ年始歲暮ニテモ一切休刊セズ

時事新報定價

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

東京市中防火の一法

本年も時既に冬季に屬し東京市中は彼の恐るべき火事の時節とはなりぬ今よりは霜月空に凍り朔風怒號するの夜每に南街東陌出火と報ずるの警鐘都人の眠を打破るみと亦例年の如くなるべしと思へば覺えず身の毛もよだつ程の次第にて或人は之を評し東京市中は冬季の間恰も戰時戒嚴の下にあるものなりと云ひしが實に其言の如く東京府民は冬季よ至れば一夜も枕を高うして寢る能はず常に衣服調度を始末し置かんと云はゞ父子相呼び老幼相扶け負擔して起つの用意をなし居るものにて正しく戰時戒嚴の下よあるものと云ふべしさて火災の恐るべきは今更改めて申すまでもなく一夜の中に數十萬もしくは數百萬の財產を烏有に化し去るのみならず時としては幾多の人命を殘害する事さへありて凡そ人間の貴ぶ所のもの財產と生命とより重きはなかるべきにその最も貴重すべき財產と生命とを一夜の間に[illegible]せる禍害の社會に存せるものありとせば之を撲滅絕せしむるの策を講ずべきは勿論の事ながら現今の[illegible]ては現在東京市街の有樣を其儘に存し置き漫りに火事の沙汰のみを止めんとするは到底望むべからざる事にして即ち東京市區の改正を實行して家屋の建築法と一新し今の木竹造の建築を止め盡く煉瓦もしくは燒石造のものとなすよあらざれば火災の禍根を絕滅せしむること迚も思ひ寄らざる事なれば其根治の方法は後日の事となし當今の處にては唯十分よ消防の用意を整へ及警察巡邏の法を嚴よして成るべく火災の起らざる事よ注意し既に火災の起るに至らば手早く之を撲滅するの手段を運らすの外なきなり

現今東京市中よて實行する消防の仕組と聞くに警視廳消防本部を置き十五區內に六分署と置き各分署よ消防夫を配置し警部巡査を以て消防司令官となし每年十一月の初より翌年五月の初まで即ち火災多き時節に至れば別に五十三箇處の消防分遣所を設け消防夫の數は一組五十八人にして都合四十組即ち二千人あり一組每よポンプ其他消防器具を備へ出火の際には組頭小頭等が組中の人員を率ひて火事場よ出張し他の組々と共に消防司令官の指揮を受て消防に從事するものありといふ右は昨年來警視廳よて施行したる消防法にして今季に於ては更に改良を加へて大に面目を改めたる處あらんも知るべからずと雖も要するに今の消防法は重もに人力に依賴するものにて不完全のものたるを免れざ抑も防火の方法は第一よ器具を備ふるにあるとなれども一時に幾百臺の蒸氣ポンプを買入れて之を府下十五區內に配附するは今の東京府民の經濟に於て目下即刻調達し難しとあるときは先づ當分の處よては東京府下の消防法は重もに人力よ依賴すべきものと覺悟して其方法を講究せざるべからず而して今日最も費用を要せずして大にその效を見るべきものは東京駐屯の陸軍兵士をして府下火災の消防に從事せしむると是れなり目下東京よ在屯する陸軍の諸兵は近衞、鎭臺、教導團等を合算すれば其數凡そ一萬よ上るべし其中近衞兵は皇城警衛の任に當るものなれば之を除き其他の各兵營には隊每よポンプを備へ置き練兵散步の餘暇を以て消防の方法とポンプの使用法を練習よ兵營所在の位地よ應じて預め消防受持の場所と夫々定め置き出火の警報と聞けば將校士官の命と受けて直に受持の場所に出張し消防組と力を合せて以て消防に從事するみとゝなさば其效大に見るべきものあらん或は兵士と之て市街れ防火に從事せしむるときは兵士たるの威嚴を損し紀律と紊るの恐れあらんといふものあれども火と防ぐは猶は敵と防ぐが如く上將士官の指揮命令に從ひ進退驅引總て軍人れ紀律に依りて正々堂々此に從事せば軍人れ威嚴を損することも又それ紀律と紊ることもなかるべし況してや一旦曲突火を失し警鐘四方に響き渡り老若男女右往左往に逃迷ふ最中、火は既に炎々れ勢ひとなして乘ずるに烈風を以てし一炬の下に全都を焦土せんとするよ當りては恰も一戰場と開きたるものよ異ならず是時に際してよく上官の指揮よ從て進退驅引其度に應じて猛火の衝に當り其驕鋒を挫折えて以て消防の功を收むるは亦一番の壯快事にして兵士れ餘勇を養ひ實地驅引の習練を得るに於て大よ功能あるみとならんさき策にして且つ之を實行するにも容易なる事柄なれば我輩は警視廳陸軍省協議の上よて早く此事を實行し以て府下火災消防の實と奏せんみとを勸告するものなり

官報

〇大藏省告示第百二十七號

橫濱第二國立銀行發行洋銀券引替方ノ儀明治二十年十二月三十一日迄延期ス

明治十九年十二月二十七日 大藏大臣伯爵松方正義

〇遞信省告示第百十五號

水液脂肪類ノ見本ハ郵便局ノ點檢ヲ受ケ信書稅ヲ納ムルニ於テハ左ノ規則ニ據リ左記ノ各國ト交換スルヲ得ヘシ

一 水液體及溶解シ易キ脂肪品ハ密封セル玻璃壜內ニ盛リ各壜子ハ木函ニ納レ鋸屑綿若クハ海綿質ノ物品ヲ十分ニ用テ其間隙ヲ塡充シ以テ壜子破損ノ際水液ヲ吸收セシムルノ手當ヲナシタル後更ニ之ヲ金屬製ノ容器ニ納ムヘシ

二 樹脂膏藥軟質石鹸等ノ如キ容易ニ溶解セサル脂肪品ハ木函麻袋若クハ厚紙ノ袋ニ入レ更ニ之ヲ木函若クハ金屬製ノ容器ニ納ムヘシ

三 乾燥ノ繪具類ハ紙函ニ入レ更ニ之ヲ麻袋若クハ厚紙ノ袋ニ納ムヘシ

四 燃燒物爆發物ノ如キ危險ノ物品及惡臭ヲ發スル物品ハ其包袋ノ如何ニ拘ヲス一切郵送スルヲ許サス

五 此見本ハ萬國郵便聯合條約ニ制定セル重量寸尺ニ超過スルヲ許サス

六 此見本ハ市價ヲ有セサル少量ノモノニテ檢査シ易キ樣封裝スルモノニ限ルヘシ

水液脂肪類見本ヲ交換スルヲ得ル國名

日耳曼	亞然的音共和國	澳地利
洪葛利	白耳義	智利
コンゴー獨立國	丁抹	埃及
西班牙	佛蘭西及其殖民地	希臘
英領東印度	伊太利	歷山堡
那威	和蘭	蘭領東印度
白露	葡萄牙	羅馬尼亞
サルヷヂア	瑞典	瑞西
土耳其		

右各國ノ內日耳曼ハ水液體ノ見本ノミヲ交換シ白耳義ハ繪具類ノ封袋ニ最モ注意ヲ要シ埃及ハ脂肪品ト雖モ水液體ト同樣ノ封裝ヲ要ス

明治十九年十二月二十七日 遞信大臣榎本武揚

〇東京府令第四十七號

明治十九年地方稅支出追加豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治十九年十二月廿七日 東京府知事高崎五六

明治十九年度地方稅支出追加豫算

一金千七百二十二圓三十四錢一厘 府廳舍建築修繕費

●內 (●印ハ朱書)

●金千三百九十八圓三十五錢八厘 ●區部支辨

●金三百二十三圓九十八錢三厘 ●郡部支辨

內譯

金千七百二十二圓三十四錢一厘 建築費

〇辭令

(各通)

東京商業學校校務商議委員 澁澤榮一
東京商業學校校務商議委員 益田孝
東京商業學校校務商議委員 富田鐵之助

夙ニ商業教育ノ振興ヲ督獎シ且東京商業學校校務商議委員ノ任ヲ擔當シテ拮据盡力ス其功勞嘉賞スヘシ今後尙同校ノ完備ヲ圖リ益力ヲ竭盡ニ致シ我國商業教育ヲ振進センコトヲ望ム

〇議員當選 牛込區選出東京府會議員酒井忠道辭職し其の補缺として小島官吾當選せり

〇第一外國語 第一高等中學校に於ては自今英語を第一外國語と定めたり其の施行方案は左の如し

一 明治二十四年第七月ノ入學試業ヨリ外國語ハ英語ノミヲ以テ生徒ヲ取ル事

但シ二十年ヨリ二十三年迄ハ從來ノ通英語佛語獨語ヲ以テ生徒ヲ取ル事

一 明治二十四年以後入學ノ生徒ニシテ醫科大學ニ赴カントスル者若クハ法科大學ノ中主トシテ獨語或ハ佛語ヲ以テ教授スル法律學科ニ入ラントスル者ノ爲ニハ他ノ時間ヲ省略シ第二外國語(獨語若クハ佛語)ノ時間ヲ增ス事

右二件を定むるは目下獨語佛語を學ぶ生徒の失望を招かず將た大學に入りて修學の便を得せしめんとするにあり (以上本年十二月廿七日官報)

雜報

〇佛敎通信(昨日の續き) 卿が四五年を大學よ費せしあると見れば多分普通卒業なるべく殊よユニオン ソサイチー(大學のクラブの如きもの)の討論會にて常よ雄辯と振ひたりと云へば卿の膽識活潑にして沈着なる學事にも向かざる方と見ゆ又卿は千八百七十四年二十五歲にして議院に入りたれども音調爽快ならずして演舌花々しからざる以來六年間も聲もなく臭もなくブラドロー氏誓詞事件(同氏は耶蘇教を信せざるが故に議員たるの誓詞を爲すを得ずとれ論)起るよ至つて初めて名を知られたれ共其知れたるは卿の異風にして人の笑柄となりたるが爲めにして聽者を敬服せしめたるが故にあらず次で卿は保守黨中にありながら同黨在來の黨論に拘泥せず頻に勝手次第の議論と主張し遂に卿とドラモンド チルフ氏及びジヨン ゴルスト氏等僅に三人にて相ひ結びバルフオル氏が第三の黨派と云ふに習ひ第四の黨派ありと稱し世嘲を顧みず儼然として大黨派の首領の如く構へたるは我邦の帝政黨と少しく似て非なるものよして昔し秀吉が小兒と集て兵法と講じたると相似たり[illegible]れは之れ僅よ五六年前のとにあ

て今日は則ち英[illegible]
ば其[illegible]池中の物[illegible]
を價するもの[illegible]
人とあては体[illegible]
甚だ大くして銳く[illegible]
りて口の左右に別[illegible]
最も八の目に觸る[illegible]
東歐事件 は以來[illegible]
丈いどうやらこら[illegible]
し然して英國は無[illegible]
死んとし密よ脅[illegible]
國を脅の自由に[illegible]
說喧しく佛國あ[illegible]
しが英國の諸新聞[illegible]
辨明せり然れども[illegible]
の疑ひなきにあら[illegible]
く貴社よても曾[illegible]
諸強國は聯合艦[illegible]
れとて輕々しく[illegible]
國の此政略は東洋[illegible]
味するや其危險[illegible]
やを視察せざる[illegible]
の最も英敏なる[illegible]
き位置より眺望[illegible]
ふならざるなり[illegible]
氷漬羊肉の事[illegible]
る飯あるが右は[illegible]
止むと得ず此[illegible]
疑問は暫く措き[illegible]
就中食物の改良[illegible]
府が政府として[illegible]
と奨勵し民間に[illegible]
にも拘はらず其[illegible]
我國の如く人口[illegible]
柄に於ては牧羊[illegible]
共我國には牧羊[illegible]
ふ其繁殖と期す[illegible]
肉を輸入するの[illegible]
ージランド氷漬[illegible]
りの輸出品を見[illegible]
より英國へ羊の[illegible]
年のことにて初め[illegible]
るべきやとて頗[illegible]
爲めよ其肉軟か[illegible]
劣らざるとなれ[illegible]
り今日にては其[illegible]
十六錢(英金八片[illegible]
賣るれば利益あ[illegible]
追々代價も下落[illegible]
思はる若し日本[illegible]
るを得るとすき[illegible]
でよ云ふ我國に[illegible]
は豚を毒物の如[illegible]
日本れ緯度以北[illegible]
琉球迄も豚肉を[illegible]
之を喰ふと甚し[illegible]
力者の食卓に上[illegible]
云ふ同國よて豚[illegible]
等を稱し其肉を[illegible]
種々樣々に稱呼[illegible]
係あるとを知る[illegible]
身体の大半は豚[illegible]
國とて格別自慢[illegible]
と思ふべきにあ[illegible]
る肥料と稱るれ[illegible]
ふ可らざるとは[illegible]
養ふとは今月今[illegible]
はれざるの時な[illegible]
法を無顧の運搬[illegible]
ゆるが故に何か[illegible]
例へは北海道に[illegible]
る人は無かるべ[illegible]
何その地を問れ[illegible]